

令和7年度 北九州市立東郷中学校 校則

令和7年9月24日改定

本校の生徒は、校訓をモットーとして、次の校則を守り、心身を鍛練し、学業に専念して立派な生徒となるように心がけなければならない。

1 校内生活

- (1) 始業は8時30分とし、生徒は5分前までに登校すること。
- (2) 登校後は無断で外出してはならない。やむを得ず外出するときは、必ず担任または学年の先生に届け出て許可を得たのち、外出すること。
- (3) 下校時刻は午後5時までとし、やむを得ず時間外に残る場合は、その担当教師の許可をうけること。
- (4) 公共物を大切にし、校具、ガラス等を破損した場合は、直ちに担任に届け出てから、弁償などの所定の手続きをとること。
- (5) 校舎、校具を使用する場合は、必ず担当教師の許可を受け、使用後は責任をもって元どおりに整理整頓すること。
- (6) 学校生活(登下校を含む)におけるコンビニ等への出入りは禁止する。
- (7) 部活動の生徒や他のクラスの居残り生徒を待たずに、速やかに下校する。

2 学 習

- (1) 始業のチャイムとともに着席して、授業の準備をする。
- (2) 授業のはじめと終わりには、総務委員の合図で静かに起立して正しく礼をすること。
- (3) 授業中は他人の迷惑にならないよう、その態度や行動に注意すること。
- (4) 授業の間の10分休みは、次の学習の準備にあてること。
- (5) 自習時間は、総務委員の指示によく従い、他教室や学級の友達の迷惑にならないようにすること。

3 礼儀と交友

- (1) 常に正しい言葉遣いをするように努め、礼儀正しく行動するように努力すること。
- (2) 上級生は下級生をいたわり、下級生は上級生を尊敬するように心がけること。
- (3) 生徒はお互いに人格を重んじ、尊敬し合い、礼儀正しく行動するよう努力すること。いかなる場合でも、暴力に訴えるようなことはしないこと。
- (4) 廊下は静かに歩き、先生や来客の方にはあいさつをするように心がけること。

4 服 装

- (1) 本校生徒は、東郷中学校の生徒らしく、標準服を着用することを原則とする。
- (2) 名札は、所定の位置に正しくつけること。
- (3) その他、服装の細部については、本校「服装・頭髪規定」を守ること。

5 所 持 品

- (1) 登下校時は、東郷中指定のバックで登校する。尚、キーホルダーは1個まで。
- (2) 生徒証明書は常時携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- (3) 所持品にはすべて、学年、組、氏名を記入すること。
- (4) 金銭は必要なだけにし、余分なものは持って来ないこと。なお、友人間での金銭の貸し借りや、品物の売り買いをしてはならない。
- (5) その他授業に直接関係のないもの、または危険な刃物や遊び道具を持ってきてはならない。
- (6) 携帯電話(スマホ)は持ってこない。

6 整備と整頓

- (1) 清掃美化は本校の伝統であり、真心と誇りをもって行うこと。(清掃の開始と終わりは集まってあいさつを行う)
- (2) 上靴と下靴の使用の区別をはっきりさせ、定められた位置で脱ぐこと。
- (3) 机、椅子は、各人が責任をもって管理、整頓すること。

7 その他

- (1) 欠席、忌引、遅刻、早退、欠課をするときは、保護者より学級担任に届け出ること。
- (2) 住所の変更の際は、すみやかに届け出ること。
- (3) 家庭で事故(火災、父母死亡、交通事故、感染症の発生等)があった場合は、すみやかに学校に連絡すること。
- (4) 生徒同士の外泊は禁止する。
- (5) 携帯電話(スマホ)のメールやLINE等で誹謗や中傷など、相手の嫌がる書き込み等をしない。
- (6) 校則については、毎年見直しを行い、改定をする。

「服装・頭髪規定」

【服装】 服装は標準的な学生服を着用し、形を変えた服装は認めない。

東郷中学校標準服

冬服：黒の標準服(カラー、ベルト、名札)もしくは、セーラー服(リボン、ベルト、名札)の着用。

夏服(スラックスタイプ)：黒のズボン、白のカッターシャツもしくは白のポロシャツ、名札、ベルト(黒・茶)を着用。

夏服(スカートタイプ)：紺の吊りスカート、白のブラウスまたはカッターシャツかポロシャツ、名札の着用。

北九州スタンダード標準服

冬服：スタンダードジャケット(名札)の着用。

夏服：白のカッターシャツもしくは白のポロシャツ(名札)を着用。

※紺色のスラックス(ベルト)もしくは、チェック柄のスカートを着用。

※カッターシャツやポロシャツの上から V ネックベスト、V ネックセーター、黒・紺・グレーのカーディガンを着用してもよい。

共通

○本校のスラックス・スカートもしくはスタンダードのスラックス・スカートを着用する。

○白のカッターシャツもしくは白のポロシャツを着用する。(冬服の場合は、黒の標準服もしくはセーラー服、またはスタンダードジャケットを上着として着用する)

○スラックスを着用するときは、ベルト(黒・茶)を着用する。

○スカートを着用するときは、ひざが隠れる程度の長さにする。

○冬服・夏服ともに本校指定の名札を着用する。

○アンダーウェアの色は、「白・黒・紺・グレー」のワンポイントとする。

○夏服の場合は、オーバータイプ(裾がまっすぐなもの)として作られたカッターシャツやポロシャツはズボンから出して着用してよい。長すぎる場合は、中に入れて着用する。

◎令和5年8月より「標準服移行期間」と「防寒着着用期間」を廃止する。

・自らの体調に合わせた服装を選択して学校生活を送る。ただし、学校行事の日は全校で統一した服装をする。

<防寒着について>(令和5年11月より登下校中の防寒着の着用を一部許可されている(③))

①カーディガンは、「黒・紺・グレー」の着用を許可する。

②タイツは、「黒色・肌色」の着用を許可する。 ※体育の授業時は着用しない

③登下校中に手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用してもよい。

また、制服の上から防寒着(下足箱で着脱)を着用してよい。防寒着は「フード付きでもよい」。

(R7年度に、防寒着のフード付きを許可)

④制服の上に体操服を着用することは通年許可されている。(チャックは閉める)

・襟や袖から大きくはみ出るようなものは着用しない。

【髪型】 常に清潔な髪型を心がけること。

○染色・パーマ・変形した髪型をしない。

・ただし、ツープロック、ポニーテール、ハーフアップ、おだんごについては許可をする。

おだんごについては、「1つのみ、毛先を入れる、飾りピン不可」の条件のもと許可となる。

(R6 年度に波線部追加)

○髪の毛が肩にかかる場合は、「黒・紺・茶」のゴムで結ぶ。

○髪の毛が目にかかる場合はピン止め(黒・紺・茶)を使い、目にかからないようにする。

【その他】

○靴下は、「白・黒・紺・**灰(グレー)**」の単色で無地が望ましい。(ワンポイント可、ラインは不可)
くるぶしが隠れる長さのものを着用する。

(R7 年度に、灰色を追加)

○まゆ毛を「剃る」「切る」「抜く」などをしない。

○通学用の靴は、体育の授業のときに兼用できるひも靴を原則とする。ハイカットは禁止。

○上靴は、学校規定のものを使用し、下靴との区別をつける。

<特記事項>

・赤字表記は、今年度に変更があった内容

波線部は、昨年度に変更があった内容